

始良市農業委員会総会議事録（令和2年2月）

1. 開催日時 令和2年2月28日（金） 午後1時30分～午後3時37分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（ 17人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内甕 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	—
8番	坂元 廣幸	18番	市蘭 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 11番委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（ 11人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 12番委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
5. 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
9. 議案第 7号 農地の利用目的変更願について
10. 議案第 8号 非農地証明願について

11. 議案第 9 号 農地あっせん申出（売渡 希望）について
12. 議案第 10 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
13. 議案第 11 号 農地の利用状況調査に係る非農地決定について
14. 議案第 12 号 農地法第3条に係る下限面積の設定について
15. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
16. 農地あっせんの経過報告
17. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
事務局長補佐兼農地係長
振興係長
農地係参事補
農地係主任主査
振興係主任主査
加治木農林水産係長

	<p style="text-align: center;">始良市農業委員会総会議事録（令和2年2月）</p> <p style="text-align: center;">（大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>
議 長	<p>〔1. 総会の通告〕</p> <p>ただいまから、令和元年度 第11回 始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は <u>18名中、17名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p><u>なお、本日は、11番委員 から欠席届が出ております。</u></p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 日程第1 議事録署名委員の指名 —————</p> <p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、1番委員、2番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 日程第2 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の ○○事務局長補佐兼農地係長 と ○○振興係長 を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条の規定の議事参</p>

	<p>与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。</p> <p>関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第 1 号 —————</p> <p>それでは、日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1 番から 2 4 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明申し上げます。総会資料は 1 ページです。</p> <p>こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による、農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告日は 2 月 2 9 日、契約の始期は 3 月 1 日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、1 年間で 2 件、3 年間で 6 件、5 年間で 9 件、1 0 年間で 7 件で、合計 2 4 件となっております。面積につきましては、合計 4 5, 3 6 9 m²となっております。農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 6 ページになりますので、ご確認いただきたいと思っております。なお、総会資料の 6 ページ、2 4 番は 1 6 番委員の関与する議案になっております。つきましては農業委員会等に関する法律 第 3 1 条の規定の議事参与の制限により、議案の議決に参加出来ませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1 番から 2 3 番について、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 2 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

	<p>委員 [賛成多数]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から23番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第1号 24番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。</p> <p>24番の関係者、16番委員の退席をお願いします。</p>
	<p>委員 (16番委員退席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、24番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 「質疑・意見なし」</p>
<p>議長</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての24番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [賛成多数]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての24番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>16番委員は着席してください。</p>
	<p>委員 (16番委員着席)</p>
<p>————— 議案第2号 —————</p>	
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、ご説明申し上げます。総会資料は7ページです。今月の件数につきましては、1件でございます。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 霧島市溝辺町の株式会社〇〇、譲渡人 霧島市溝辺町在住の〇〇による、所有権移転です。申請地の所在は加治木町小山田字下市来原〇〇番、登記地目 畑 面積3,216㎡で、現況はお茶の成園でございます。対価につきましては、総額165万円で、10アール当たり</p>

議 長	<p>の単価が513,059円ということで、決定いたしました。 以上で、議案第2号の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の1番に関連して、8番委員に補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。8番委員です。農地のあっせん報告をいたします。 2月18日午前9時より、加治木総合支所北庁舎3階第1会議室において、譲渡希望者〇〇さん、譲受希望者株式会社〇〇さんのあっせんをいたしました。あっせん担当委員としまして、わたくしと、3番委員、5番推進委員及び事務局職員の立ち合いのもと、あっせんを行いました。結果については、総額165万円、10a当たりになると513,059円で無事成立いたしました。なお、今後の手続きとしては、嘱託登記により事務局で所有権の移転登記を行う予定となっております。 以上で、あっせんの報告終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番について、質疑に入ります。 ただいまの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、1番については、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第3号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第5 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から4番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明申し上げます。総会資料は8ページです。 今月の申請件数につきましては、4件となっております。 先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書</p>

議 長	<p>の1ページから4ページに調査資料がございますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 脇元在住の〇〇、譲渡人 三拾町在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字貝柄下〇〇番 田、2, 854㎡です。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の1番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。3番推進委員です。それでは調査の報告をいたします。</p> <p>令和2年2月21日、申請地を調査いたしました。申請地は12月、1月の第3条の所有権移転の中でも説明しましたように、山田口の〇〇より山田へ150m行った左側の下で、申請地の、今回需められるところは、12月・1月に報告しました、隣地の場所でございます、今回で3回目になります。そういうことで、今回購入される田んぼは、2,854㎡、今までの現所有地が8,754㎡で、田んぼが1,562㎡、畑が7,192㎡で、今回購入される田んぼまで入れますと、11,608㎡となり、譲受人の労働力は夫婦二人で、十分有り、農機具については、先般も申し上げましたように、必要に応じてリースで対応していくということで、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で、報告終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 日置市日吉町在住の〇〇、譲渡人 鹿児島市吉野町在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町漆字西ノ堂〇〇番〇 畑、同字〇〇番〇 畑、字中村〇〇番 田、同字〇〇番〇 畑の合計4筆の3,502㎡です。</p> <p>以上で、2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、12番推進委員が調査していますが、本日欠席ですので、代わりに7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。7番委員が、代理報告いたします。</p> <p>令和2年2月18日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さんは親子関係になります。労働力は本人一人ということでございます。申請地につきまして</p>

議 長	<p>も、きれいに耕運されて問題はありません。機械については、現在、軽トラ、管理機、各1台、あとはリースで対応されています。今後はトラクターについても、リースで対応するということです。これからは野菜を植えて、販売していくという予定だそうです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長 事務局	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 平松在住の〇〇、譲渡人 兵庫県高砂市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、船津字二俣〇〇番 畑、字樋ノ口〇〇番〇 田の合計2筆の1, 223㎡です。</p> <p>以上で、3番の説明を終わります。</p>
議 長 委 員	<p>ただいまの説明の3番に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。14番委員です。報告いたします。 令和2年2月20日に、譲受人の〇〇さんとは電話で確認をいたしました。現地は調査いたしました。譲受人の〇〇さんと譲渡人は親戚関係にありまして、今までの田んぼと畑は、譲受人が作っておられます。機械のほうは、トラクター、防除機、耕運機、軽トラ、稲刈機、田植え機など一式あります。住まいのほうは平松ですが、実家の船津のほうに小屋がありまして、そこに機械が入れてあります。労働力も息子さんと二人ということで、十分でした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、4番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町反土在住の〇〇、譲渡人 兵庫県明石市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字西ノ原〇〇番〇 田、2, 315㎡です。</p> <p>以上で、4番の説明を終わります。</p>
議 長 委 員	<p>ただいまの説明の4番に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。6番委員です。</p>

<p>議 長</p>	<p>譲渡人、譲受人、この二人は姉妹です。姉から妹に買って欲れんかという相談があったようです。2月の18日に本人宅に、朝でしたけど行きまして、譲受人とお会いし、その隣に旦那様がおられまして、条件として、機械やら労働力、それから技術の面、それから農業の従事、経営の面積とか、こういうこと、聞いたところ、よろしく願います。全部かなっていませんと、というような言い方でしたので、良いかなということで。現場までは本人の家から10分位のところになります。それで、現地を、後から、帰る時に本人が言うとおりに、なっとるかどうか確認しましたところ、何ら問題がないようでしたので、安心して帰ったわけですが、結果として当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上です。</p> <p>これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">議案第4号</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第6 議案第4号 農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。</p> <p>1番から2番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第4号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は9ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p>

	<p>申請人は、変更前が西餅田在住の〇〇、変更後が福岡市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。土地の所在が西餅田字上深田〇〇番〇 田、985㎡です。当初の転用目的は農業用倉庫で、昭和60年4月26日に4条許可がなされております。変更後の目的は、店舗で、理由としましては、店舗を建築するにあたり、駐車場が不足するので、倉庫を取り壊し、店舗及び駐車場にしますとのことです。こちらは、議案第6号の8番と関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、8番委員に、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、8番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。8番委員です。報告いたします。</p> <p>立地基準、農地区分は第3種農地で問題はございません。申請地の位置がイオン始良店から北西に約150mのところでございます。被害防除といたしまして、東が市道、西も市道、南が宅地、北が市道でございます。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり、確実でございます。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、2番についての説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、東餅田の株式会社〇〇代表取締役〇〇、土地の所在は蒲生町下久徳〇〇番〇 田、509㎡です。当初の転用目的は資材置場で、平成26年10月24日に5条許可がなされております。変更後の目的は、山林で、理由としましては、資材置場を利用しなくなり、育樹をするのに適切と判断したためとのことです。なお、こちらは議案第5号の1番と関連がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、9番推進委員に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>9番推進委員が、報告いたします。</p> <p>立地基準、農地区分としましては、農地区分は第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため、問題はございません。申請地の位置</p>

議 長	<p>は、大和葬祭蒲生斎場から北に約150mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が市道、南が畑、北が市道となっています。申請実現の確実性としましては、植林済のため確実であります。条件及び特記事項としましては、特にございませぬ。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上です。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第4号 農地転用事業計画変更申請の1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号 農地転用事業計画変更申請の1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第7 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は10ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、東餅田の株式会社〇〇代表取締役〇〇、土地の所在は、蒲生町下久徳字前田〇〇番〇 畑、509㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由としましては、クヌギの育樹をするためということです。資金計画につきましては、現状利用のため不要です。また土地改良区の意見書は区域外のため、不要となっております。なお、始末書と被害防除計画書の添付がございます。こちらにつきましては、先程の議案第4号の</p>

<p>議 長</p>	<p>2番と関連がございます。 以上で、説明を終わります。</p> <p>本案件につきましては、議案第4号2番で、9番推進委員から報告済 でありますので補足説明については、省略いたします。</p> <p>これより、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決 定の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いし ます。</p>
<p>委 員</p>	<p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定につい ての1番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の 委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の 処分決定についての1番については、原案のとおり意見の決定及び許可 が決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議案第6号</p> <p>次に、日程第8 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の 処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から10番について説明をお願いします。 まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>それでは、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決 定についてご説明いたします。総会資料は11ページから13ページで ございます。今月の申請件数につきましては、10件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は鹿児島市在住の〇〇、譲渡人は東餅田在住の〇〇。土地の所 在は松原町三丁目〇〇番〇 畑、146㎡です。申請地につきましては は、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地 区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟72.4 5㎡で、理由としましては、借家で手狭なため、申請地に住宅を建築し たいとのことです。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要 となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。9番委員です。</p> <p>立地基準、農地区分は第3種農地で、問題なしです。申請地の位置は、建昌幼稚園から南東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、なしです。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上、報告終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は平松在住の〇〇、譲渡人は鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は平松字後迫〇〇番 畑、492㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、資材置場の運営を行うことで、自己の生活安定を図るものであるとのことです。融資で対応し、改良区は、区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。4番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、重富地区公民館から北東に約200mの位置です。土留めは、塀ブロック3段ということでした。被害防除の状況は、東が市道、西が宅地、南が畑、北が宅地となっております。申請実現の確実性は、融資でまかないまして、融資証明もあり、確実であります。関係機関との協議は、すべて不要です。条件及び特記事項もありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地や一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>終わります。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は福岡県宗</p>

<p>議 長</p>	<p>像市在住の〇〇他1名、土地の所在は西餅田字横手前〇〇番〇 田、328㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成後、宅地の売買取引を行いたいとのことです。自己資金と融資で対応し、改良区は、除外済のため不要です。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。8番委員です。報告いたします。</p> <p>立地基準、農地区分は第3種農地で、問題ございません。申請地の位置は、高樋公民館から西に約100mのところでございます。被害防除の現況といたしまして、東、西が宅地、南が市道、北が水路でございます。申請実現の確実性といたしまして、自己資金、融資証明もあり、確実でございます。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は加治木町木田在住の〇〇、譲渡人は鹿児島市在住の〇〇、土地の所在は加治木町木田字堀田〇〇番〇 田、337㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は、第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟62.27㎡です。理由としましては、自家家屋を建築し、今後の生活設計の基盤とするとのことです。融資で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また、被害防除計画書の添付もでございます。こちらにつきましては、隣接地の〇〇番〇、公衆用道路60㎡と一体利用し、全事業面積が397㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。6番推進委員が説明いたします。</p> <p>農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、加治木望岳園から北に約60mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地と雑種地、北が市</p>

議 長	<p>道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>説明は、終わります。</p> <p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は松原町在住の〇〇、譲渡人は指宿市在住の〇〇他2名、土地の所在は松原町三丁目〇〇番〇 畑、138㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟77.42㎡で、理由としましては、一般住宅を建築する目的で、売買により取得するためとのことです。融資で対応し、改良区は、区域外のため不要となっております。こちらにつきましては、隣接地の〇〇番〇 宅地 88.63㎡と一体利用し、全事業面積が226.63㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。9番委員です。</p> <p>立地基準、農地区分は第3種農地で、問題なしです。申請地の位置は、松原たいこ公園から北東に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はなしです。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p>
議 長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は東京都八王子市の社会福祉法人〇〇理事長〇〇、譲渡人は松原町在住の〇〇、土地の所在は宮島町〇〇番〇 畑、同〇〇番〇 畑の計2筆の275.77㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、保育所建築計画に近い申請地を、職員駐車場にする計画に至るとのことです。自己資金で対応し、改良区は、区域外のため不要となっております。</p>

議 長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。9番委員です。</p> <p>立地基準、農地区分は第3種農地で、問題なしです。申請地の位置は、東原公民館から西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はなしです。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p>
議 長	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は加治木町木田の有限会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は加治木町木田在住の〇〇、土地の所在は加治木町木田字古川〇〇番〇 田、234㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、経営を安定させるため、宅地造成1区画の計画に至るとのことです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また、被害防除計画書の添付もございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。6番推進委員が説明します。</p> <p>農地区分は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治木中央交番から西に約20mの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はございません。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>終わります。</p>
議 長	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>それでは8番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人は福岡県福岡市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、貸人は西餅田在住の〇〇、土地の所在は西餅田字上深田〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田の計5筆の3,900㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は店舗1棟1,576.25㎡で、理由としましては、イオン始良店も近く住宅も多いので、事業拡大の為、選定したとのことです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また、始末書及び被害防除計画書の添付もでございます。こちらにつきましては、〇〇番〇の一部、宅地203.56㎡、〇〇番〇、雑種地432㎡と一体利用し、全事業面積が4,535.56㎡となっております。なお、こちらにつきましては30a超のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。また、議案第4号の1番と関連がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>本案件につきましては、議案第4号1番で、8番委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。</p>
議 長	<p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>それでは9番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は鹿児島市の有限会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は鹿児島市在住の〇〇、土地の所在は西餅田字横手前〇〇番〇 田、同字〇〇番田の計2筆の505㎡です。もう一方の譲渡人は、鹿児島市在住の〇〇他3名で、土地の所在は西餅田字横手前〇〇番〇 田、398㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は共同住宅で2棟278.36㎡、理由としましては、共同住宅を建築し、生活の安定を図りたいとのことです。融資で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また、被害防除計画書の添付もでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。8番委員です。報告いたします。</p> <p>立地基準、農地区分は第3種農地で、問題ございません。申請地の位置が、高樋公民館から南西に約150mのところでございます。被害防除の現況といたしまして、東が田、西が市道、南が田、北が宅地でございます。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり、確実でござ</p>

議 長	<p>ございます。条件及び特記事項、特にございませぬ。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
事務局	<p>次の、10番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは10番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は西餅田在住の〇〇、譲渡人は滋賀県甲賀市在住の〇〇、土地の所在は平松字平松原〇〇番〇 畑、同字〇〇番〇 畑の計2筆の275㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟104.34㎡で、理由としましては、自己の住宅を建築したいとのことです。融資で対応し、改良区は、区域外のため不要となっております。また、始末書及び被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。4番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、重富地区公民館から北に約80mの位置です。土留めが、塀ブロックということで、被害防除現況は、東が市道、西が畑、南が畑、北が宅地ということです。申請実現の確実性は、融資ということで、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項も造成済ということで、始末書を添付していただくということです。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>終わります。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から10番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から10番までについて、原案のとおり意見決定及び許可するこ</p>

		とに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から10番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、8番につきましては30アール超えの案件のため、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
		————— 議案第7号 —————
議長		次に、日程第9 議案第7号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。 1番について説明をお願いします。 まずは、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第7号 農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は14ページでございます。今月の申請件数につきましては1件となっております。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は東餅田在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は寺師字宮田ケ平〇〇番 畑、179㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。変更後の使用目的は農業用倉庫で、理由としましては、農業資材を格納する為の、農業用倉庫にしたいとのことです。なお、被害防除計画書の添付がございます。 以上で説明を終わります。
議長		ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	はい。13番委員です。 農地区分は、第2種農地。申請地の位置は、寺師公民館から、北西に約100m。被害防除現況、東が畑、西は田、南が畑、北が水路。申請実現の確実性は、倉庫も簡易的なものである。総合意見として、現地調査委員としては、承認意見であります。 以上で、報告終わります。
議長		これより、議案第7号 農地の利用目的変更願についての1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。

	<p>委員 [質問なし]</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第7号 農地の利用目的変更願の1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [賛成多数]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第7号 農地の利用目的変更願の1番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第8号 —————</p>	
<p>議長</p>	<p>次に、日程第10 議案第8号 非農地証明願についてを議題に供します。1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第8号 非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は15ページでございます。今月の申請件数につきましては2件となっております。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は木津志在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は三拾町字木島〇〇番〇 畑、361㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、第2種農地と判断されます。現況は宅地です。昭和52年9月に住居を建築してあり、現況と合致した地目にしたいとのことです。 以上で説明を、終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。12番委員です。報告いたします。 申請地の位置は、ひびき介護相談所から北東に約100mの位置でございます。現況といたしまして、申請のとおり宅地となつてから約42年程度経っていると認められます。周囲の現況といたしまして、東が山林、西が宅地、南が畑、北が宅地です。非農地として、認定するやむを得ない理由といたしまして、宅地となつてから、約42年経っており、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で、報告終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。申請人は西餅田在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は永瀬字屋根添〇〇番〇 畑、801㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は、第2種農地と判断されます。現況は宅地です。明治20年頃に祖父の時代から、家が建っていた為とのことです。</p> <p>以上で説明を、終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、13番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。13番委員です。</p> <p>農地区分は第2種農地で、周囲の現況は、東が市道、西が畑、南が山林、北が宅地。非農地として認定する、やむを得ない理由としては、宅地となってから130年近く経っており、やむを得ないと認め、総合意見として、現地調査委員としては、承認意見であります。</p> <p>以上で、報告終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第8号 非農地証明願の1番から2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議長	<p>それではお諮りいたします。議案第8号 非農地証明願の1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第8号 非農地証明願の1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議長	<p style="text-align: center;">議案第9号</p>
議長	<p>次に、日程第11 議案第9号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についてを議題に供します。</p> <p>1番から2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第9号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についてご説明申し上げます。総会資料は16ページです。今月の申請につきましては、売渡1件、貸付1件となっております。参考資料につきましては53ページからになりますので、審議の参考としてください。</p>

	<p>それでは、1番をご説明申し上げます。</p> <p>内容につきましてはは売渡です。土地の所在が下名字西田〇〇番 田、802㎡です。申請人は鹿児島市西坂元町在住の〇〇、希望譲渡価格は10a当たり850,000円ということで、これを上限として、買う希望があったら交渉して、まだまだ下げる余地はありますということです。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p> <p>それでは、2番についてご説明申し上げます。</p> <p>内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町久末字高崎〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田、同字〇〇番 田の計3筆の2,427㎡です。申請人は蒲生町上久徳在住の〇〇です。希望貸付期間は1年ということで、希望小作料は10a当たり170kということです。それから希望者がいたら売りたいので、希望貸付期間は1年にしていますので、買受希望者がいたら農業委員会に一任しますので、よろしくお願ひしますとのことでした。売渡のあっせんにつきましては、ちょうど南西側に杉の山林がございまして、影のところございまして、売却のほうはちょっと厳しいかなという印象を受けましたので、貸付で出してもらっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第9号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）の1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[挙 手]</p>
議 長	<p>5番委員。</p>
委 員	<p>5番委員です。</p> <p>2番のさっきの件ですけれども、多分、わたしがあっせん委員（案）だと思っただけなんですけれども、この貸付期間が1年というのは、区切っているのはなんか、あれがあるんですかね。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>もし、買い手がいたらですね、1年契約で1年間作っていただいて、その後、買い手がいたら、また売りたいということで、買い手がいなかったら、ずっと継続していきたいということです。</p>
委 員	<p>そいやってらですね、最初っからその売りとした方が、し易いんじゃないですか。買い手がなけりゃ、貸すっでというのも、やりにくいんじゃないですかね。</p>

議長	事務局。
事務局	現地を、参考資料の地図を見ていただいたらわかりますように、ちょうど杉の山林がございまして、現況でも、午前中は影をつくる場所があると思います。午後は日当たりが良いんですけど、買う方がいらっしゃる可能性がちょっと低いんじゃないかと思います。
委員	そいは、やってみらんなら、わからんわけですがね。もしだめやれば貸付で良いんですけど、最初から買い手がなけりゃ、貸付しますって、なかなかやりにくい場面もあるんじゃないかと思うんですけども。
事務局	そうなんですけど、もし買い手がいなかったら、ずっと荒れてしまうことになってしまうんじゃないかということもありますので、農業振興地域の農用地区域内でもございまして、出来れば誰か、買い手がいなかったら、借りて作ってくださる方がいらっしゃったら、荒れることもないと思います。
委員	ちょっと納得いきませんが、売りたいわけですよ。とにかく相手が、売りたいと言えば、だいかこてはおらんどかいて、こっちは見つけるわけですよ。まあそういう風に売渡じゃいばですよ、最初から貸付ですからって言やればですよ、なかなか、わたしとしては、やりにくいです。
議長	事務局。
委員	それではですね。ちょっと、本人に意向を聞いてみますので、あともし売りたいという意向があれば、売買のあっせんを出してもらって、もし買い手が見つからないようであればですね、借り手を探していただくという方向で、お願いしたいと思います。
委員	わかりました。 売渡で話をしてもらって、売るような方向でしてもらって、ちょっとあたってみて、そいから、でももう決めつけんな、いかんわけですからね。はっきり言ってですね。たった1年しかないとなれば、作る人もなかなかやりにくいと思うんですよ。まあ、そういうのがあるんで、言った訳ですけども。わかりません。
議長	それでは、2番については売渡に切り替えて、再申請してもらおうということで、よろしいですか。賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]

議 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第9号 農地あっせん申出（売渡・貸付希望）の1番について、 原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第9号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希 望）の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしまし た。 次に、ただいま承認された議案第9号のあっせん申出に係わる地区あ っせん委員の選出について協議していただきます。</p>
委 員	<p>地区委員の方々から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
議 長	<p>「意見なし」</p>
議 長	<p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第9号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についての、 1番については、13番委員、19番委員、3番推進委員に、 お願いしたいと思います。 2番については、事務局扱いとしたいと思います。</p>
委 員	<p>「はい」</p>
議 長	<p>それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたしま す。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第10号 —————</p> <p>次に、日程第12 議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地 利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積 計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。 本案件につきましては、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）と 同様ではございますが、農地中間管理事業により集積計画され、借主が 中間管理機構ですので、別議案として上程しております。 それでは、総会資料の17ページを、ご覧ください。今回、始期を令 和2年2月29日として設定する、募集期令和元年度2月29日開始に</p>

	<p>ついて、審議していただきます。まず利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、18ページの各筆明細の一覧表で、ご確認をしてください。利用権設定を受ける者の氏名、または、名称につきましては、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺裕人 です。本案件は、募集月を1月として、本市で配分計画案を作成後、機構が配分計画を策定し、県に認可申請を行い、当該申請に基づきまして、県が配分計画を認可した後に、本市農業委員会の決定を受け、市が公告することで、効力が発生いたします。総会資料の18ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、全体で7件、申請面積は、11,205㎡です。設定する期間は、すべて10年となっております。今回の設定地域は、蒲生町上久徳地区、米丸地区、白男地区の計3地区です。それぞれの地区の内訳につきましては、ご説明いたします。まず始めに蒲生町上久徳地区は、1筆の面積1,364㎡、借換区分別は、載せ替え、権利別は賃貸借、期間別は10年です。続いて、米丸地区の全体は、3筆の面積3,478㎡、借換区分別は、新規が2筆、載せ替えが1筆で、権利別はすべて賃貸借、期間別はすべて10年です。最後に、白男地区の全体は、3筆の面積6,363㎡。借換区分別は、A to Aのみ、権利別はすべて賃貸借、期間別はすべて10年です。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、募集期 令和元年度 2月29日開始 各筆1番から7番について、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> <p>委員 「質疑・意見なし」</p> <p>議長 それではお諮りいたします。議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期 令和元年度 2月29日開始 各筆1番から7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>委員 [賛成多数]</p> <p>議長 賛成多数により、議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期 令和元年度 2月29日開始 各筆1番から7番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第11号 —————</p>
--	---

議 長	次に、日程第13 議案第11号 農地の利用状況調査に係る非農地決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案第11号 農地の利用状況調査に係る非農地決定について、ご説明いたします。資料は総会資料の19ページをご覧ください。本案件につきましては、農地法第30条第1項に基づいて、昨年7月から8月に実施いたしました、利用状況調査の結果、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合や、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して、利用することが出来ないと見込まれる場合の農地と判断され、法第2条第1項に定義される農地に値しない農地として、B分類と判定された農地につきまして、農業委員会で令和2年1月7日から同年1月20日の期間で、非農地確定調査を実施しました。集計表に記載されている面積、124,773㎡、筆数156筆の農地を非農地決定しようとするものです。総会資料の19ページに記載してありますとおり、地区毎に田畑の総体と農用地区域の面積と筆数を一覧にさせていただきます。各地区の内訳につきましては、まず始良地区が面積45,739㎡の57筆、内、農用地区域は面積13,538㎡の9筆です。次に加治木地区は面積26,027㎡の35筆、内、農用地区域は面積7,021㎡の15筆です。最後に蒲生地区は53,007㎡の64筆、内、農用地区域は面積1,515㎡の1筆です。なお、各筆の所在地や面積、登記名義人にかかる情報、調査時の現況等につきましては、総会資料の20ページから27ページの非農地リストで、ご確認をしてください。本年度の調査におきまして、非農地と判断された農地の多くは、中山間地域に位置するものでありますが、隣接地する山、周囲の農地等がまったく管理されておらず、通作路が無くなり、結果、農地の利用が不可能となり、原野化したと思われる箇所も例年と比べて、多いようでした。</p>
議 長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議のほう、よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>事務局の説明が終わりました。議案第11号 についての1番から156番まで一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> <p>[質疑なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第11号 農地の利用状況調査に係る非農地決定についての1番から156番まで、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

	<p>委員 [賛成多数]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第11号 農地の利用状況調査に係る非農地決定についての1番から156番は、原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第12号 —————</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第14 議案第12号 農地法第3条にかかる下限面積の設定についてを議題に供します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第12号 農地法第3条にかかる下限面積の設定につきまして、ご説明申し上げます。総会資料は最後の28ページです。 この案件につきましては、平成27年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令に定める基準に従い、市町村の区域内の全部、または一部について、これらの面積の範囲内で、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として、設定できることとなったことと、農林水産省の通達、農業委員会の適正な事務処理については、平成24年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について、検討することとなっております。このことに基づき、下限面積の設定を検討した結果、農林水産省令で定める農地法施行規則第17条第1項「別段の面積の基準」を満たしていることから、令和2年度の下限面積につきましても、現行どおり20アールに設定したいと考えます。参考資料の最後の方の55ページをご覧ください。現行どおりとしたい根拠としましては、本市における今年度の農地の利用状況調査の結果、20アール未満の農地耕作者は、全農地耕作者8,295名のうち5,713名で、全体の69%を占めており、基準の40%を超えていることと、農地法施行規則第17条第1項「別段の面積の基準」を満たしていること、あと、参考までに下の方に基準の要約を記載してございますので、ご確認ください。また、次ページに県内の農地下限面積の一覧表がございますが、隣接市の鹿児島市、薩摩川内市、霧島市も20アールに設定しております。以上のことを、根拠としております。 以上で、議案第12号の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、質疑に入ります。 ただいまの事務局の説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>「質疑・意見なし」</p>

議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第12号 農地法第3条にかかる下限面積の設定について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第12号 農地法第3条にかかる下限面積の設定については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>—— 日程第15 農用地利用集積計画（貸借）合意解約報告 ——</p>
議 長	<p>次に、日程第15 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告を、いたします。</p> <p>2月は、30件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（2月分）を、後ほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明について、発言のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質問・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、この案件は報告ですので これで終わります。</p> <p>————— 日程第16 農地あっせんの経過報告 —————</p>
議 長	<p>次に日程第16 農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。</p> <p>27番の〇〇さんの借受の件ですが、今、15番委員さんのほうで、協議中とのこと。それから38番の〇〇さんの売渡の件ですが、先程決定となりました、今月の議案第2号の所有権移転の案件で完了となります。</p> <p>以上で報告を終わります</p>
議 長	<p>あっせん委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。</p>

	委員	[挙手]
議長		6番推進委員。
	委員	6番推進委員です。 この間、あっせんが出ていた44番の〇〇さんの件ですけど、今、〇〇さんの人に、作ってもらえんでしょうかと、今、耕作を伺っているところです。ひょっとしたら〇〇さんのところは、借りられるかとも思います。 終わります。
	事務局	今、6番推進委員の方から報告があったのは、この資料の44番になります。あっせんの担当委員は6番委員でありますけれども、別にですね、〇〇というところが、法人のほうで、あちこち今、利用権設定をされてですね、耕作放棄地も非常に解消していただいているところであります。そこに、今、6番推進委員が、相談をされてですね、借りても良いよということで、ご返答いただいているところでありますので、また、来月結果を、ご報告できるかと思えます。 よろしく願いいたします。
議長		ほかにございませんか。
	委員	[挙手]
議長		12番委員。
	委員	12番委員でございます。 79番の〇〇さんですが、先日、霧島市の農業委員さんとお会いすることがございまして、霧島市のほうにハウスの空きが出て、誰かいらっしゃいませんかというような、お話がございました。〇〇さんのほうに連絡して、霧島市の溝辺にハウスの空きがあるというようなことで、ございましたので、連絡してみられたらどうでしょうか。
議長		事務局。
	事務局	それでは、霧島市と連絡を取ってみたいと思います。霧島市と連絡を取って、本人にも連絡を取ってみます。
議長		ほかにございませんか。
	委員	「質問・意見なし」

議 長	<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— 日程第17 その他 —————</p>
議 長	<p>それでは日程第17 その他でございますが、委員の方から何かございませんか。</p>
委 員	<p>「発言なし」</p>
議 長	<p>ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度賃借料と農作業賃金標準額について ○ 農業委員の選任結果と、農地利用最適化推進委員の選考について ○ 農地利用最適化推進委員の応募結果と追加募集について
議 長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>それでは以上をもちまして、令和元年度 第11回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>[閉会]</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____